

## 四万十町教育委員会会議録（令和4年2月定例会）

1. 日 時 令和4年2月8日（火）午前9：00～午前11：55

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

### 3. 出席者

教育長 山脇光章

教育委員 横山順一 坂本維子 佐々倉愛

事務局 教育次長 浜田章克

生涯学習課 課長 林 瑞穂

学校教育課 課長 岡 英祐 副課長 東 孝典

係長 川下房代 教育対策監 中川千穂

教育研究所 所長 野村泰子

政策監 大元学 町民課長 本山桂三

文化的施設整備推進室 室長 大河原信子 主査 西尾洋亮

主任 松下理恵

欠席者 教育委員 岡澄子

### 4. 傍聴者

0名

### 5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名 (佐々倉委員)

(4) 議題

①議案第 1号 指定校区外就学申請の取扱いについて

②議案第 2号 指定校区外就学申請の取扱いについて

③議案第 3号 指定校区外就学申請の取扱いについて

④議案第 4号 指定校区外就学申請の取扱いについて

⑤議案第 5号 指定校区外就学申請の取扱いについて

⑥議案第 6号 指定校区外就学申請の取扱いについて

⑦議案第 7号 四万十町奨学生審査委員会の委員の変更（委嘱）について

⑧議案第 8号 指定校区外就学申請の取扱いについて

⑨議案第 9号 指定校区外就学申請の取扱いについて

⑩議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて

⑪議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて

⑫議案第12号 指定校区外就学申請の取扱いについて

(5) 協議事項

①人権条例について

②文化的施設について

(6) 報告事項

- ①高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について
- ②学期始めにおける各学校の出欠状況について

(7) その他

- ①卒業式への参加について
- ②新型コロナウイルス感染症の感染確認について

6. 議 事

教育長 : それでは、ただ今より令和4年2月定例会を開催します。

それでは、議事に入る前に、日程5 協議事項②文化的施設について、推進室より説明をよろしく願いいたします。

(推進室より、協議事項 ②文化的施設について、説明する。)

浜田教育次長 : 意見公募の回答はいつしますか。

大河原室長 : 2月に図書館協議会等々の意見等を踏まえながらということになりますが、目安としては、2月の末を予定しています。

教育長 : 2月の末に回答、その後、議会へは案のままで3月の全員協議会なりに説明するというスケジュールですか。

大河原室長 : 2月の議会で、今回の意見公募について報告をさせていただきます。3月の議会でサービス計画をこのようにまとめますという説明をさせていただきたいと思っています。

教育長 : 3月の下旬で決定して公表するというところですね。

大河原室長 : そうです。

浜田教育次長 : 特に教育委員会として意見を言うのは、さっき言われてた部分ですか。

教育長 : 3ページの①という部分ですか。

大河原室長 : 3ページ2番①に、移動図書館の話が絡んでくるんですが、一部学校に関係をするというところではあります。学校図書館とか学校ということではしっかり書いていただいているのが、先ほど申しました3ページ2番①、それから5ページ3番⑥、6ページ同じく3番⑧となっています。

浜田教育次長 : その3つに絞って、かまわないのですか。

大河原室長 : 全体を見ていただきたいですが、学校の直接的なところで意見が出ているのはその部分になりますということです。

教育長 : これ今、初めて目を通されると思いますので、今の段階で気になったところを質問等をお願いしたいところです。1つ、自分もこの間、検討させてもらって、ここに書いているのは、まず施設の利用、活用方法で、緑林公園・四万十会館との差別化的なところであったり、にぎわい創出課とも協議はしているとは思いますが、コワーキングスペースができるが、それと文化施設との連携するところは連携して、しっかり、役割機能というところの意見があつてそこの連携と区分するところがを、コワーキングスペースなら、1人、2人だったらお金がかかるが、文化的施設との兼ね合いがどうなるのか。それと、学校では学校図書館協議会もあるので、来年度以降、このサービス計画に基づいて何ができるか、また協議をしていただきたいということです。学校現場では、期待しているところがあるので、要は物の整理からデータ管理、そして教職員に対しての専門的なアドバイスなど、期待している管理職もいるので、また図書館

協議会などで協議をしていただいて、できることから先に取り組みを始めていけたらと思います。人材確保の部分で難しいところもありますけどもよろしくお願ひしたいと思います。

大河原室長：先ほどご指摘いただいた、コワーキングスペースは5ページのところにあります5番の質問です。それから、緑林公園等というところは、1ページ戻っていただきまして4ページの③の四万十会館との連携ということ、他にも観光施設等ということで、他の質問の中にもあるんですけども、全体の考え方、役割分担はしていくんだけれども、多少なりとも似たような機能がある場所、例えばコワーキングという意味でいいますと、文化的施設の個人が使える席であるとか、いわゆる閲覧席で、お勉強ももちろんするし読書もできるし、もちろん、そこでお仕事を多少していただくことも可能な空間となります。コワーキングのほうは、にぎわい創出課、担当課のほうとも少し話をしているんですけども、利用者同士が情報共有や交流をしながら仕事ができるような共同のワークスペースとして考えられていて、一部、高校生も利用していいですよと言われるようです。そこは利用者側が選んで使えるように、全く同じコワーキングスペースをつくらうとしているものでは、文化的施設の側はないので、使い勝手などのところも含めて、選んで利用できる環境というのができていくのが大事と考えているところです。緑林公園とか観光施設、その他、他の施設との役割分担というところも全く同じものをつくらうとしていることでは、文化的施設の側の機能として果たすべきところを果たしながら、カバーできるところをカバーしていくというような考え方に立って、町民の皆様の中で、より選択肢があるとか選んで使えるという環境をつくっていきたいと考えているところです。

学校教育を含めた学校との連携は一応、サービス計画で連携ということ、あと情報システムの検討などという形で書かせていただいているところです。具体的にどうしていくか、来年度、購入をして、再来年度以降で運行しようとしている移動図書館車を学校現場で使えるとか、そのあたりも含めて協議検討させていただいたらと思っています。

また、今、お話を出させていただいた移動図書館車の運行について、来年度の生涯学習課所管の予算要求という形にさせていただいているところです。今回のご意見の中で、移動図書館の運行というものと、町内のいろんな貸し出し、返却ができるようにしていく、そのための物流、物を動かしていくシステムを考えていきます。電算、情報システムで本の予約などがスマホや、おうちのパソコンなどからできるようにしていきますというところで、いろんな場所で本が受け取れるのであれば、移動図書館車は不要なのではないかというご意見が出ています。読んでいただくと、その趣旨のところがございます。あと、十和地域におきましては、サテライトの貸し出し、図書館の団体貸し出しの本をさらに地域でご検討していただくという仕組みを入れようとしているところですけども、それらの機能が重複しているのではないかとご指摘がございます。

町としての考え方としては、図書館のサービスのポイントとしては、今の窪川の図書館、今後できる文化的施設、それから大正分館、さらに十和では今、振興局の中で本を置いてる場所がございますけれども、そこが起点になるんですが、移動図書館というのは広い町の中を車そのもので移動しながら、そこで本を選んでいただいたり、乗っていく職員が読書の相談に乗ったり、こういうものがありますよとご紹介させていただいたり、あるいは問い合わせの窓口になるということで考えています。全く同

じ機能のものをいろんな形でしようとしているということではございませんので、それぞれの機能、それから広い四万十町の中に本館、分館、移動図書館でも、まだ多分、届かない地域、場所が出てきますので、そういう場所については町が全てを行ってシステム化していくということではなくて、町の方々の力も借りながら団体貸し出しなどを利用して、図書館の本であったり、利用できる場所を増やしていきたいということで今回、全体を考えております。移動図書館につきましては、県立図書館のオーテピアの車が入っているというところしか見ていただけていないかと思っておりますので、つかまえ難いところがあるかとは思いますが、いずれも全体を考えたときに、基本構想基本計画の段階から、広い町域全体に向けたサービスを組み立てていきたいと思いますという考え方で来ておりますので、移動図書館それからサテライトの貸し出し等につきましても、その展開を図っていく上では重要な役割を担うということで、こちらとしては考えて回答を用意しております。説明が長くなりましたけれども、移動図書館については重要なので説明させていただきました。

大元政策監： 室長からお話しさせていただいたように、想像でしかないですが、移動図書館を走らせるんだったら物流の仕組みは要らないんじゃないのか、物流の仕組みがあるんだったら車は要らないんじゃないのかというような、そのような捉え方をしたわけですけども、それぞれ役割が違って、単に本をお届けするだけの配達車ではないというところで、大きくは、出張していく図書館であったり、ミニ図書館というイメージで移動図書館を走らせて、その場その場で本が借りられる、見て選べれるとか、いろんな相談ができるという図書館そのものの機能の、縮小版ではありますけれども、そういったものを各地域にお届けしたいというところで、移動図書館と、単に本が配達できるという仕組みは全く別ですよというところをご理解いただきたいと思います。これについては、教育委員会からの予算として来年、当初予算に計上されていきますので、是非、そういうふうに聞かれたら、お答えいただきたいと思いますし、そんな疑問を持たれていらっしゃる方にはそういった形でご案内いただければと思っています。その上で、この解答が分かりやすいのかどうかについて目を通していただければと思います。

教育長： 意見をいただいた、移動図書館の、ふとした疑問や、職員をもっと、こっちのほうで活用したほうがいいのではないのかという前向きなご意見だと思います。

佐々倉委員： 移動図書館は、実物がそんなに、利用してみないことには、配達車なのかっていうのが、なかなかイメージがつかないかもしれません。

大河原室長： 例えば、情報のシステムができて、パソコンとかスマホで自分が探してるもの、これから見たいんだというものを探して、それを予約して、そのものが届くなり近くで受け取れるっていうことと、そこにあるものから選んで、こんなものがあるんだっていう出会いがあるみたいな、そういう意味で移動図書館は、小型車にはなりますから冊数の制限はありますけども、そういう体験そのものが地域に運んでいけたらなと思っているわけです。

佐々倉委員： 今の大河原さんのお話を聞きながら思ったんですけども、対象者によって捉え方が全然違うと思うんです。子どもが対象になると、これが読みたいとなることはそうそうないので、移動図書館でたくさんの選択肢の中から、たくさん選択肢する場所を移動図書館なりサテライトなり、地域に住んでいる中に何個置くのが大事になってくると思うんですけども大人みたいに読みたい本がきちんとやりとりできるかというふうになると、配達するとか、リクエストがしやすいかどうかっていう利便性のほうに振ってくると思うので、対象によって必要とするものが違うっていうのは、それぞれ表現の仕方も

変わってきますよね。そのものの捉え方が変わってきます。

岡学校教育課長： 移動図書館の車ですけど、小型車って言いましたかね。ベースはどんなような車になりますか。

林生涯学習課長： 軽トラを想定してます。近いところと言うと、とくし丸という車が今、みやたを中心に走り回ってますけれども、そういうイメージをしてもらえたらいいかなと思います。給食センターの給食を配達する車の中に本があるイメージでしょうか。

岡学校教育課長： 分かりました。ありがとうございました。

浜田教育次長： サービス計画にどうやって反映するかというのは、案を書き直して見ないと見えないということですね。今度、議会へ提案するときの資料は、サービス計画のここをこうやって直したという感じで取りまとめるつもりなのですか。

大元政策監： 今、お配りしている資料の参考の表でいくと、今現在、上から3つ目で意見等に対する回答案をお作りして説明させてもらったところです。それを回答案に対して関係機関といろいろ協議とか調整をさせていただいてる段階です。議会にも2月の教育民生常任委員会で、これと同じような形で見ていただくと、それがまず、いったんやって、その上で、その意見を踏まえて最終的な回答を町民の皆さんに公表しますし、意見もらった人にも送ります。それを踏まえて、どう直すかというのは第2段階であって、直したものは次回の3月の定例会のほうでお示ししますし、議会にも3月議会で最終、こういうふうにいきたいと思ってますというところでお示ししたいと思ってます。そこから若干修正あるかもしれませんが、ほぼ直らない形で3月末には決定し、公表するという流れでいきたいと思ってます。

浜田教育次長： こういう意見があったので、この部分をこうやって書き直したいの、そのときに分かるように説明してくれるということですね。

大元政策監： できればこの形で、この意見はここに反映されてますというぐらいは分かるようにはしていきたいとは思ってます。過程も公表することになってますので、こういう意見を踏まえて、こういうふうに変更したというのは、なるべく分かるようにはしていきたいと思ってます。もちろん、意見公募だけじゃなくて、こういった場の意見も踏まえてですけど、そういったところは分かるようにはしていきたいと思ってます。

佐々倉委員： 6ページの9番の回答のほうに、サテライトのお話で、十和のほうは地域住民と協働でサテライト貸出を行う予定ですけども、記載いただいているんですが、予定の段階だと思うんですが、そういうお話が、例えば興津のほうだったり、この間、採っていたアンケートの中で、行ったことありますかというのは所在地は窪川という分け方だったので、興津かどうかとかは判明しないと思うんですけども、行ったことないって回答しているけれども、欲しいというような意向を回答している方が、離れたとこにいたりとか、東又の奥のほうとか、そういう地域の方は、こういうお話が公表されていても、うちもサテライトを地域として置きたいとか、小学校を改修して今、使えるようにしましたよね、大正の打井川の小学校のところ、そういう活動をしたいとか、そういう声とか、お声掛けするとかってことは十和以外の地域ではないんですか。

大元政策監： あえて十和地域の部分を挙げさせていただいたのは、サテライトという形の貸し出しもありますけど、もう1つ、旧小鳩保育所の活用というものもあって、それと合わせて、こういったサービスも広げていこうと、特に十和地域においては分館もないような状態で、こういったところが始まりますというところを取り上げさせていただきました。今後、どこかの施設であったり地域であったり、そういった要望があれば可能性はあると思います。ただ、どこまで細かくやっていけるかっていうところも含めていかな

やいけないと思いますので、もちろん、十和の分は無償で運営してもらおうようになってますので、そういったところを担っていただける団体がいらっしやって、図書館がそこに向いて、しっかり、そのサービスを提供できるかっていうことも含めて調整はしていく必要があるかと思いますが、広がりは見せれるとは思いますが。

佐々倉委員： どこまで、こちらからお声掛けするべきなのかっていうのは悩ましいところであると思うんですけど、サテライトの仕組みを利用するときのアカウントにも制限があったりとか、十何か所できていいのかとかっていう管理の仕方とかの問題にもなってくると思います。十和は特に分館がないのでということで配慮いただいた形になってると思うんですけども、そんな利用の仕方があるのならばというのが、後から起こってきたときに、委員会としては機会の提供で不平等感が出てしまうと、どうかなと思うところもあって、分館がないっていうのが要因として、先に配慮いただいていると思うんですけども、機会が限られているのであれば、お伝えすべきなのかどうなのかと思うところもあります。

西尾主査： サテライトの仕組み自体が団体貸し出しで、住民の方から、また違う住民の方に貸していただくという形を取っていますので、どうしても住民の方にご負担をおかけする形になっています。四万十町の場合、今までサテライトをやったことがないので、今回、十和でやらせていただくものを試験的なやり方として、それをやっていく中で、行政側として手を出すべきところと、あと町民の方にもうちょっと、こういうことを担ってもらわないといけないというのが見えてくると思います。運営をしてみても、そういった形が見えてきたところで、おっしゃるとおり、十和に限らず興津、松葉川の奥のほうなど、いろいろ窪川地域内でも届かないところがありますので、そういったところには呼び掛けをして広げていくような考え方や、先ほど言った移動図書館との絡みもありますので、とこをどっちが担うのかということも考えながら進めていきたいと思っています。

浜田教育次長： いろんな事例を持っていると思うので、四万十町に合わないものもあるし、合うものは取り入れるということですね。

大元政策監： 十和地域に関しては、3年間のモデル事業という形で進めさせていただきましますので、3年間の検証の中で十和分館のことも考えていかないとはいけませんので、そういったところをやりながら調整はしていきたいと思っています。

教育長：他に何かありませんか。図書館・美術館については、教育委員会の管轄の部署です。移動図書館をまず始めるにあたって、生涯学習課長を中心にやっていただきながら、文化的施設へつないでくという形になりますので、図書館機能自体は教育委員会管轄下でやっていかなければならない大きな役割もありますので、今後、サービス計画に基づいて来年度、実行すべきことはしっかりやっていかないとはいけません。まだまだ、サテライトも含め移動図書館についても初めてのことで、住民の方のニーズが高い人もいれば、高くない地域もあろうかと思っています。

浜田教育次長：今まで話してきたのをこれから回答にまとめて返すので、それをどうやって反映していくかというのは、サービス計画の中で改めて検討してもらえればいいのかと思います。

教育長：回答は回答として、サービス計画を見直す部分で文言もあるかもしれませんが、そこに含まれる内容も今のサービス計画にあると思います。取り立てて細かく書く必要も今の段階のサービス計画ではないと思います。

浜田教育次長：気になるところがなかったら、これで大丈夫でしょうか。

教育長 : また時間のあるときに見ていただいて、もし気になることがありましたら教育委員会事務局へ連絡をしていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、文化的施設整備推進室からの説明もございました。表面のスケジュールでサービス計画についても進めているというところですので、またよろしくお願ひします。推進室の皆さん、ありがとうございました。

続いて、日程5 協議事項①人権条例について、を協議事項とさせていただきます。この件について、町民課長から説明いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(町民課長より。協議事項①人権条例について、を説明する。)

教育長 : 意見公募の件については、どうですか。

本山町民課長 : 意見公募につきましては、1月11日から2月1日まで行いました。8名の方から25件の意見をいただいております。主な意見を説明させていただきます。まず、条例制定に反対の意見としましては、条例そのものは必要ない、旧窪川町は同和行政終結宣言を行っている、なぜ今、条例が必要か、納得のいく説明が必要である、まちづくりという名称の条例が複数あることに反対する、これは、まちづくり基本条例というものがありまして、まちづくりと重なるということでございます。人権に関する事項をまちづくり基本条例に入れてはどうか、町が個人の思想心理の自由に踏み込むことがあってはならない、条例が特定の運動団体に利用される恐れがあるといった反対意見がございました。

条例制定に賛成の意見としまして、現在も様々な場面で差別や人権侵害があり、人権尊重の認識を理解できる取り組みが必要である、いじめ問題も虐待問題も他人事ではない、町民みんなの問題である、前文に書かれた内容に恥じない人権の守れた町にしなければならない、こういった内容になっております。また、条例内容についてのご意見につきまして、第5条、第6条、町民、団体の役割について、町民や団体が主体となる形の取り組みも必要ではないか、第9条で審議会の委員については条例の中で定めるほうがよいのではないかと、こういった意見をいただいております。意見公募については以上です。

浜田教育次長 : 回答はしてますか。

本山町民課長 : まだです。

林生涯学習課長 : なかなかご意見の内容が非常にシビアで難しいところなので、特に反対の意見もあったりして、回答については、苦慮しているところです。ただ、先ほども説明があったように、今までの過去の経緯という部分が、旧3町村で大きく違うので、その背景に基づいた意見というのが主体になってきているのかなというところです。それと、住民説明会を25日が大正、26日が十和、27日が窪川と3日間続けてやったんですが、参加者は、25日の大正は実質ゼロ、26日の十和が8名、27日の窪川が10名、となっています。

本山町民課長 : 反対意見をいただいておりますが、人権教育研究協議会、窪川、大正、十和の各支部がありして、この代表の方にも検討委員会に入ってくださいました。先ほどの旧窪川町は同和行政終結宣言をしていると、そういう経緯もあって、条例そのものに反対しているという立場でご意見をいただきました。これについては、人権協の窪川支部の代表の方から、検討委員会の中でも説明していただいて、検討委員にも意見を聞いていただ

いております。それを踏まえて、検討委員会として、これまでの経過もありますけれども、町内において差別の実態がないわけではないと、町として取り組みが必要ではないかという検討委員会の意見ということで、条例案の取りまとめになっております。

林生涯学習課長： この条例自体が同和教育とか同和問題に特化したものではなくて、包括的な人権、いろんな人権課題があるという部分を念頭に置いた条例案の作成にしておりますので、この文言の中に、そういう部分も含まれておりませんし、そういうところでご理解をいただけたらとは思っているところです。

教育長： 町として人権条例の制定に向けて検討を進めてきたというところで、条例案を取りまとめさせていただいたところです。純粹に、先ほどの意見も、これもずっと、特に窪川地区の人権協の意見もあろうかと思えます。純粹に、なぜ今というところが住民の皆さんの意見もあろうかとは思えます。合併以降15年も経過する中、それぞれ旧町村で取り組んできた歴史や活動内容は違えども、四万十町として、なぜ今なのかというところも、しっかりと説明が求められてると思えます。

浜田教育次長： 人権といったら同和問題になってしまいがちで、人権全体を考えた条例だということをお分かりいただけたらと思います。

林生涯学習課長： 過去の運動の経緯など、どうしても背景が違ってきます。

横山委員： 人権協の大正支部の役員になっているのですが、窪川地区の反対があるということが会に出て聞いて分かったんですけども、今、人権協は研究団体ですよ。その方が人権についての研究したり啓発などに関わってやっている団体が、人権条例を反対するというのが、すごく分からなかった。同和行政は、終結したというのを宣言したというのは過去にあって、分かっているんですけども、今、変わって人権協というのは、人権に対する取り組みの研究をしている団体が、どうして反対するのかなってというのが矛盾しているんじゃないかなと思ったんです。今、人権課題は、すごく増えてきてますよね。昔から言うと、高知県の人権課題もどんどん増えていて、10個以上あって、国の人権課題も、もっとありますよね。県の人権課題よりも、もっと、法務局がやっている人権課題というのはまだまだ、たくさんあって、そういう中で、法的にいうと条例が必要だという判断で、多分、話し合いを進めてきたと思うので、前から言えば人権課題も増えてきて、複雑になってきて、取り組みをやっていながら解消に向けて取り組みをしているんですけども、課題があるということで、多くの市町村が、条例を作って取り組みをしている現状があると思うんです。町には、どんな課題があるのかというのが、後付けで出てきたというか、調査とか具体的なものが、自分が把握できていなかったのか、具体的な客観的な資料というか、どんな課題があるかっていうのが、そこは弱い部分もあるんですけども、まちづくり条例の案というのが、前からいえば、気になっている文言が、だいぶ変わってきて修正された部分がたくさんあって、すごく完成に近づいているんじゃないかと思うんです。多くのところは、財政上の措置という項目が大体あるんですけども、そこらあたりが、財政上の措置というのをあえて入れなかったのは理由があるんですか。

林生涯学習課長： 特に財政上の措置を入れなかったということ、意識したわけでもなくて、そこまで規定するということには至らなかったということです。それと、目的の部分については、人権を大切にしようという部分については、日本国憲法でも規定されていることですが、その中で個別のやり方については、個別の条例で決めて進めていくというのがルールですので、四万十町で、例えば人権問題に関する審議会をつくるということ、それから基本計画を作るということについて、きっちり条例上でルール化

していき、それを進めていく、それを進めていくことによって人権の行政を進めていくという仕組みづくりのための条例だと思えます。そういうことで必要がある。人権を大切にしようっていうことは、いろんなことで分かっているけども、具体的にどうやって進めていくのかを決めていくというのが条例ですので、そういう部分について四万十町はまだ、それができていなかったというところで今回、整理をしていくということになったということです。

本山町民課長： 補足させていただいて、取り組みの経緯、今回、書かせてもらってますが、この中の説明の中で、実際に町としての反省もしながらというところなんです。これまで人権に対する取り組みといいますと、生涯学習課が人権教育学習、町民課で人権であるというふうに役割分担をしながら、現実としては、人権教育研究協議会のほうにお願いして補助金を出させていただいて、人権教育活動等を人権協でやっていただいているところが実態です。それで、町としての取り組みが弱いという反省もしながら、そういう中で世界的にSDGsの取り組みが始まっています。町の総合振興計画にもこれを取り入れて、去年、今年、見直し作業をしながら取り入れてきてはいるわけです。その中で人権問題についても取り組みが必要であるという考え方が出てきており、本来もともと必要なところですけども、これまでの取り組みが弱いという反省もあり、それからSDGsの取り組みも世界的にしている、人権を尊重しなければならないと、21世紀は人権尊重の時代といわれる中で、町としての取り組みもしっかりしていこうとなってきたというところが、正直なところなんです。

教育長： これまでの審議会も含め、いわゆる旧の3町村での意見が、先ほど言われたように、違うところもあろうかと思えます。審議会自体は条例案のまとめとして、こういうふうに検討委員会で諮問もいただき、できたというところは、審議会自体はそれで一定、理解もしていただいていると思えます。ただ、意見公募も含め、この間の公聴会、意見交換会では個別に意見は出てきたとは思いますが、今後、この条例が制定され、基本計画が制定されたら、この計画に基づき、教育、啓発で施策を組んで取り組んでいくと、この方向でみんなが、町全体が進めていくと、各人権協の研究協議会についても、この条例、町としての方向性、独自性を持った条例をもとに進めていただくということでやっていかなければとは思っています。

林生涯学習課長： 今までの進め方というのは、計画に基づいて、個々の施策をやっていくというようなやり方ではなくて、基本的に今までの流れを継承していく、前例を踏襲していったり、それから場当たりの部分があったりしているので、しっかり計画を作って、一体どこまでできているのか、PDCAサイクルで回していくということも必要になってくるし、検証機関としての審議会という部分も規定していますので、そういう形でしっかり進行管理をしていけるというような形で人権施策を推進していくという体制はできていくことを目標にしているというところなんです。

浜田教育次長： ここで協議をする内容というのは、この条例案に対して、こういう内容で進めていくという情報の提供が主ですよ。

林生涯学習課長： 会の中でも人権教育というものの、今、どういうふうに進めているのかというような意見もあったり、質問もあったりしているので、教育委員会としても全く無関係ではないということで一緒に進めていくというところで協議をしていただきたいということです。

浜田教育次長： 四万十町の人権の基本的なことしか規定してない条例ですので、あとは計画の中にどれくらい盛り込んで進めていくかということになるのではないかなと思います。

教育長 : 先ほど説明もありました、人権尊重のまちづくり条例案です。スケジュールのほうも説明も受けました。教育委員会として、この条例が制定されたならば特に人権教育についても、この基本理念に基づいて進めていくということになるかと思えます。

今後、意見公募も済みましたので、3月の議会提案またアンケート、今後、基本計画を2年間ぐらいで作っていくというところですね。審議会の意見も聞きながら、いわゆる教育委員会関係でしたら人権教育の分野等々も計画の中に位置付けていき、その下に何らかの施策メニューを作って、ひも付けていくというところになります。審議会で意見を聞く、また評価検討もしていただくというところですか。3月議会に提案予定ですか。

本山町民課長 : 提案の予定です。提案権は、町長ですので、町長が決めますが、3月議会に提案という町長の方針ということで、ご理解いただければと思います。

教育長 : この件について、よろしいですか。町の人権尊重の基本理念を条例制定するという報告も受けました。また、今後、機会というか定例会も含め、人権関係で機会があれば、またご意見等もいただきたいと思えますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、以上で人権条例についての協議事項を終了したいと思います。町民課長、ありがとうございました。

それでは、議事に移りたいと思います。日程第4の議題です。議案第7号 四万十町奨学生審査委員会の委員の変更(委嘱)について、を議題といたします。議案第7号については、野村所長の一時退席をお願いいたします。

(野村所長退室)

議案第7号 四万十町奨学生審査委員会の委員の変更(委嘱)について、を議題といたします。お手元の資料の35ページになると思えます。それでは、事務局より説明提案のほうをお願いいたします。

(事務局より、議案第7号 四万十町奨学生審査委員会の委員の変更(委嘱)について、説明する。)

教育長 : 奨学生審査委員会の委員の変更案件でございます。この件について何かございませうでしょうか。

意見なしというところで、提案第7号 四万十町奨学生審査委員会の委員の変更(委嘱)について、事務局より提案のありましたとおり、ご承認いただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

ここで休憩を取りたいと思います。

(小休止)

(野村所長入室)

教育長 : それでは、休憩前に引き続き、議事に移りたいと思います。

日程4、議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたしま

す。議案第1号について、事務局より説明提案をお願いいたします。

(事務局より、議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : 議案第1号について協議をいただきたいと思います。承諾基準は6ページにありますとおり、教育上の配慮のナンバー10というところの案件でございます。この件について何かございますでしょうか。特段ないですかね。新中学1年生で音楽をやりたいというところで●●中学校への希望です。

それでは、議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を提案のとおり承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より説明提案をお願いいたします。

(事務局より、議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : 議案第2号についても新中学1年生、昨年、協議いただきました、●●●小学校に転校して通学している児童の案件でございます。この件について何かございますでしょうか。

坂本委員 : この詳細が分からないんですけど、これを見たときに、子どもの気持ちっていうのが新たに中学生生活を楽しむというか、何か心に残ってるのがあるんじゃないかなとか思いながら、残念といいますか、校長先生の、不登校の危険性のあるのを回避するというの、何かできなかつたかなと思いながら見たんです。もちろん、いじめとか、そんな場合で転校されるとかというのは分かるんですが、小さい学校で残念だなと思いつながら見ました。特に許可に対してどうこうじゃないんですが。

教育長 : 次の議案第3号も少し関係もすることがあろうかと思えます。小休にしたいと思います。

(小休止)

教育長 : それでは、休憩を解いて議事に移りたいと思います。

議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、事務局より説明提案のあったとおり、承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第3号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より、説明提案のほうをお願いいたします。

(事務局より、議案第3号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : この件についても、議案第1号と同様の承諾基準ナンバー10に該当するものとしての案件です。何かございましたら、ご意見等。先ほどの議案第1号、2号とも関係

する案件でございます。

それでは、議案第3号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、事務局の提案どおり、申請のとおり、承諾をしていただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第4号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より、説明提案をいたします。

(事務局より、議案第4号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : 議案第4号については、ただ今、説明がありました。継続して就学希望校、●●小学校に通学したいという申請でございます。この件について何かございますでしょうか。継続案件でございます。

それでは、議案第4号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、は事務局より説明提案があったとおり、承認をいただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第5号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より説明提案をお願いいたします。

(事務局より、議案第5号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました議案第5号についても、継続して●●●小学校に通学したいという申請の案件でございます。この件について何かご質問等あれば、ないですかね。

それでは、議案第5号 指定校区外就学の申請の取り扱いについて、ただ今、説明提案があったとおり、承認をしていただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第6号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より説明提案をお願いいたします。

(事務局より、議案第6号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : 議案第6号についても、ただ今、説明のあったとおり、継続的な就学申請でございます。何かございましたら、毎年、上がっている案件でもございます。

議案第6号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、ただ今、説明提案のとおり、ご承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、本日、追加資料とさせていただいてる議案に移りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。議案第8号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第8号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第9号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第9号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : 議案第9号についても同様の、先ほどの議案第8号と同様の案件でございます。引き続き●●小学校への就学を希望してる申請案件でございます。この件について何かございませんでしょうか。

特段、意見はないものとして、議案第9号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明提案あったとおり、ご承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第10号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より説明提案をお願いいたします。

(事務局より、議案第10号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : ただ今、説明があった議案第10号についても継続的な就学希望の案件です。この件について何かございますでしょうか。下のお子さんも●●保育所に通っているということですね。今後また、出てくる可能性も。

議案第10号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、事務局より説明提案のあったとおり、ご承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第11号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より提案をお願いいたします。

(事務局より、議案第11号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : 議案第11号についても同様の案件で、●●小学校への就学希望の申請の案件でございます。この件について何かございませんでしょうか。

それでは、議案第11号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、ただ今、説明提案があったとおり、承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第12号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第12号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、説明する。)

教育長 : 議案第12号についても、先ほどと同様の案件で、引き続き●●●小学校への就学を希望をしている申請案件でございます。

浜田教育次長 : 基準ナンバー16で処理をさせていただきたいということで提案をさせていただいてますが、生活の大半を●●●、●●●でされているということもあって、基準の14にも、家庭の状況からというところにも該当すると思われませんが、一応、書類については16でさせていただきたいということでございます。

教育長 : ただ今、説明がありましたけど、何かご意見等はございますでしょうか。休憩したいと思います。

(小休止)

教育長 : それでは、小休を解いて議事進行に移りたいと思います。

議案第12号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、ただ今、説明があったとおり、申請を承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 以上で日程4の議題は終了したいと思います。

続きまして、日程6、報告事項に移りたいと思います。報告事項 ①高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する詳細について、を報告をしたいと思います。事務局より報告説明をお願いいたします。

(事務局より、報告事項 ①高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する詳細について、説明する。)

教育長 : この件についてはよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、日程7、その他に移りたいと思います。最初に、その他 ①新型コロナウイルス感染症の陽性者確認等への対応について、ご報告をさせていただきます。

(事務局より、その他 ①新型コロナウイルス感染症の陽性者確認等への対応について、を説明する。)

教育長 : 以上で報告は終わりたいと思いますが、この件については何かございますでしょうか。

それでは続いて、その他 ②卒業式の参加について、お願いします。

(次長より、その他 ②卒業式の参加について、説明する。)

教育長 : 卒業式への出席、参加については今年度も教育委員会としては控えるということで行きたいと思っております。要は、中学校は3月12日、小学校は3月20日から23日ぐ

らいまで分かれてありますけど、昨年度と同様、教育委員会としての出席はしないというところでいきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

横山委員： 子どもたちの感染も今回、感染するというリスク高いですね。

教育長： 各学校では、地域によって学校の規模も違いますので、それぞれ工夫して、卒業生が数人というか、何名のところもありますので、そこは一定の間隔が取れたら保護者なり地域の人を呼ぶところもあるかも分かりませんが、そこら辺を徹底して、また工夫してやっていただくというところで、卒業式への参加については、今年度も見送るということで、校長会では再度確認をしていきたいと思います。教育委員会としての卒業式のメッセージはメッセージで、通常どおり出しますし、町長からもメッセージをいただくようにしていこうというところで進めたいと思います。

それでは、その他ありませんか。

林生涯学習課長： コロナ関連ですけれど、保育所でも集団感染が発生したということもありまして、3回目のブースター接種を保育所職員に限定して優先接種ということで現在、2月中には実施したいということで調整をしているところです。

教育長： 医療従事者、介護施設等と、それから続いて高齢者の優先接種について始めようとしております。その中で保育士も優先順位の中に入れていただいて、接種を希望する方には3回目を受けていただくようにしていきたいと思います。

他、ありませんか。

横山委員： 1点だけ。校区外の就学の申請で、丁寧にたくさん書類作ってもらってるんですが、別表で、以前は承諾期間等と入って、右側に添付書類が書いてあったと思いますが、添付書類も枠の中に入っていたら見やすいと思いました。施行は、4月1日からですか。

浜田教育次長： 4月からの就学に適用するものですが、事前の申請についても適用する要綱です。別表自体には、添付書類は省いたのですが、本文の中に必要な書類を、教育委員会が求める書類を添付するように入っている文言を入れています。ただ、別の資料として、こういうものが必要というものは作成できますので、次回から資料としてお付けをさせていただきます。

横山委員： 今回も若干、続柄のとこなど、いろいろとたくさんあったのでね。

教育長： そこもまた改善に向け協議して、お示しをさせていただきたいと思います。

他、その他ありませんか。小休にします。

(小休止)

教育長： 正常に戻したいと思います。

今後の日程について報告させていただきます。3月末の教職員の人事異動の関係です。3月2日に教育委員会の内申がありますので、異動の発表は現在のところ3月20日を県が予定しているみたいです。そこで、次回の教育委員会の日程ですけども、教職員の異動関係がありますので、3月1日に臨時の教育委員会をお願いしたいと思います。3月1日、火曜日、定例会が3月8日になります。

佐々倉委員： 1日も午前中と思っていいですか。

教育長： 午前中で。全部、9時からという予定でお願いいたします。3月8日が定例会、もう1回が教育委員会事務職員の異動関係がありますので、3月22、23、24ぐらいでもう一度、臨時教育委員会をお願いをしないといけませんので、また日程が決ま

れば早めにご連絡をいたします。

浜田教育次長： 保育所の異動と校務員の異動は定例会でやりますね。

林生涯学習課長： 大体、毎回その頃です。

教育長： また、北ノ川中学校の閉校記念式典、3月26日10時から北ノ川小中体育館でという予定になりますので、登録をお願いいたします。27日は桜マラソンが無事できるかどうか。翌日は四万十川桜マラソンとなります。

以上が今の3月の日程ですので、よろしくお願いをしたいと思います。それでは、他、ございませんね。

それでは、以上をもちまして全て終了しました。令和4年2月の定例会を閉会をいたします。ありがとうございました。

(閉会)

3月の臨時委員会予定 令和4年3月1日(火)

3月の定例委員会予定 令和4年3月8日(火)

教育長 : \_\_\_\_\_

署名人 : \_\_\_\_\_